

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第20号

答申番号：令和3年度答申第16号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、原処分中返還額9万3,660円を超える部分は取り消されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分（生活保護法（以下「法」という。）に基づく費用徴収処分）が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

(1) 電柱敷地料については、平成28年頃に処分庁の職員に告知しており、収入として申告する必要があるとは思わなかったのであり、その他の収入については詐欺商法によりだまし取られた金員の一部を取り返したものなどであるから、保護費の不正受給の根拠とされるような収入ではないこと。

(2) 地方自治法第236条第1項の規定によれば、法第78条第1項の規定に基づく費用徴収の遡及期間は5年であるが、平成23年4月分の保護費まで約10年も遡及して費用徴収を行っていること。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人が収入を申告せずに保護を受けたことは、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合に該当する。また、法第78条第1項の規定に基づく費用徴収は地方自治法第236条第1項の規定による金銭債権とは異なると解されることから、原処分は適法かつ正当である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 請求人は、長期にわたって、合計46万4,306円の入金（以下「本件収入1」という。）及び1万5,000円の入金（以下「本件収入2」という。）を意図的に申告しなかったこと、当該不正の事実が発覚した後の状況を勘案しても、事実確認に協力的な態度ではなかったことが認められるから、処分庁が徴収金の額に100分の40を乗じた額以下の金額を加算して徴収すべき事案と判断したこと自体には違法又は不当な点は認められない。

2 原処分による徴収額のうち、平成28年4月5日以前に支給された保護費に係る徴収額41万6,558円については、費用徴収の権利が時効により消滅しているといわざるを得ない。

3 以上のとおり、原処分中返還額9万3,660円を超える部分は取り消されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和3年9月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月17日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第78条第1項は、被保護者が、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。その趣旨は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者は刑法等の規定によって処罰されるが、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費を返還させるというところにある。

そこで本件についてみると、請求人は、平成23年4月から原処分に至るまで本件収入1及び本件収入2に係る収入申告を行わなかったのであるから、処分庁が同項の規定による徴収処分が相当と判断したことに不合理な点はみられない。この点、請求人は、電柱敷地料については処分庁に収入申告しており、その他の収入については自らの金員の一部を取り返したものであることから収入ではない旨を主張する。しかし、請求人は、処分庁の事情聴取において電柱敷地料に係る収入申告を行ったとは説明していないのであり、当該収入申告を行った証拠も認められない。また、その他の収入が自らの金員の一部が返還されたものであったとしても申告義務を免れるものではない。よって、請求人の主張を採用することはできない。

他方、同項の規定による費用徴収の遡及期間は、地方自治法第236条第1項の規定により5年であるところ、原処分に係る通知書を請求人が受理したのは令和3年4月6日である。そうすると、本件において平成28年4月5日以前に支給された保護費に係る徴収額41万6,558円の請求権は、既に時効により消滅しているから、この点に係る請求人の主張には理由がある。

以上のとおり、原処分は、返還額9万3,660円を超える部分は取り消されるべきであるが、その余の部分には違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求につき原処分中返還額9万3,660円を超える部分は取り消し、その余の部分の棄却すべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子